

科目名	期別	単位数	開講年次	担当教員名
(新) 民事法の基礎	前期	2単位	(標) 1年	朝見 行弘

授業目的	<p>法的紛争を解決するためには、その争点を的確に把握して解決基準を発見し、その解決基準を具体的事実に適用しなければならない。しかし、この解決基準の原点となる法律の条文は抽象的であり、その適用にあたっては、「解釈」という作業が必要となる。この授業においては、法科大学院において法律を学ぶこととの目的と意義を明確にしたうえで、法律解釈の手法を修得するとともに、具体的事例に基づいて、民事法分野における法律を適用するための枠組みについての理解を図ることを目的とする。</p>		
達成目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 法科大学院教育の目的と意義について説明することができる。</li> <li>(2) 事実分析能力および問題解決能力について説明することができる。</li> <li>(3) 裁判規範および行為規範の意義について説明することができる。</li> <li>(4) 実体法と手続法の意義について説明することができる。</li> <li>(5) 民事実体法の体系について説明することができる。</li> <li>(6) 民法典の構造について説明することができる。</li> <li>(7) 権利義務の構造について説明することができる。</li> <li>(8) 権利変動の意義について説明することができる。</li> <li>(9) 権利変動原因としての「人の意思」および「意思表示」について説明することができる。</li> <li>(10) 「物権」と「債権」の意義および法的性質について説明することができる。</li> <li>(11) 「賃借権の物権化」について説明することができる。</li> <li>(12) 民法典の成立および改正について説明することができる。</li> <li>(13) 近代市民法としての民法の基本原則について説明することができる。</li> <li>(14) 民法の基本原則の限界と修正および規制緩和の流れについて説明することができる。</li> <li>(15) 民法の適用および解釈について説明することができる。</li> <li>(16) 法規範としての「法源」について説明することができる。</li> <li>(17) 法の解釈方法について説明することができる。</li> <li>(18) 自力救済禁止の原則について説明することができる。</li> <li>(19) わが国における裁判所制度について説明することができる。</li> <li>(20) 民事司法制度の仕組みについて説明することができる。</li> <li>(21) 訴訟手続、執行手続、保全手続の意義について説明することができる。</li> <li>(22) 訴えの種類について説明することができる。</li> <li>(23) 「訴訟物」の意義と機能について説明することができる。</li> <li>(24) 民事訴訟手続における審理の基本原則について説明することができる。</li> <li>(25) 弁論主義および処分権主義の意義と機能について説明することができる。</li> <li>(26) 法律要件および法律事実の意義について説明することができる。</li> <li>(27) 要件事実の考え方について説明することができる。</li> <li>(28) 「事実」と「評価」の違いについて説明することができる。</li> <li>(29) 主張立証責任の意義について説明することができる。</li> <li>(30) 法律要件分類説について説明することができる。</li> <li>(31) 攻撃防御方法の構造について説明することができる。</li> <li>(32) 民事訴訟手続における事実認定の意義について説明することができる。</li> <li>(33) 事実の認定に必要な心証形成の程度について説明することができる。</li> <li>(34) 事実の立証方法について説明することができる。</li> </ol>		
授業計画と予習事項	回数	各回タイトル	授業内容、予習基本事項
	1	法科大学院教育の目的と意義	法科大学院教育の目的とする事実分析能力および問題解決能力の修得とは何かについて理解したうえで、新司法試験の位置づけを明らかにし、その目的を達成するために何が必要であるのかを検討する。
	2	民事実体法の意義と体系	社会における裁判規範および行為規範としての法の役割について理解したうえで、実体法と手続法の意義を明らかにするとともに、民事実体法の体系とその中核である民法典の構造について検討する。

3	権利義務の構造 と権利義務関係の変動	民事実体法における権利義務の構造について理解したうえで、権利義務関係の変動（権利変動）の意義を明らかにするとともに、その変動原因としての「人の意思」および「意思表示」について検討する。
4	「物権」と「債権」	民事実体法における権利義務の構造の基礎となる「物権」と「債権」の意義について理解したうえで、それぞれの法的性質を明らかにするとともに、「賃借権の物権化」について検討する。
5	民法の基本原則	民法典の成立と改正について理解したうえで、近代市民法としての民法の基本原則を明らかにするとともに、その限界と修正および規制緩和の流れについて検討する。
6	民法の適用と解釈	民事実体法としての民法の適用および解釈の意義について理解したうえで、適用される法規範としての「法源」を明らかにするとともに、法の解釈方法について検討する。
7	民事司法制度の構造	自力救済禁止の原則について理解したうえで、わが国における裁判所制度の枠組みを明らかにするとともに、民事実体法に基づく権利義務関係を実現するための民事司法制度について検討する。
8	民事手続法の意義と体系	民事訴訟手続、民事執行手続、民事保全手続の意義について理解したうえで、民事訴訟手続における訴えの種類を明らかにするとともに、訴えにおける「訴訟物」の意義と機能について検討する。
9	弁論主義と処分権主義	民事訴訟手続に基づく審理の基本原則について理解したうえで、当事者主義の原則としての処分権主義および弁論主義をめぐり、その意義と機能について検討する。
10	要件事実	民事実体法における法律要件および法律事実の意義について理解したうえで、民事訴訟手続における要件事実の考え方を明らかにするとともに、「事実」と「評価」の違いについて検討する。
11	主張立証責任と攻撃防御方法	主張立証責任の意義について理解したうえで、その配分の基準としての法律要件分類説について明らかにするとともに、攻撃防御方法の構造について検討する。
12	事実認定と立証方法	民事訴訟手続における事実認定の意義を理解したうえで、事実の認定に必要な心証形成の程度について理解するとともに、事実の立証方法について検討する。
13	事例で学ぶ民事法(1)	具体的設例に基づいて、その事実関係を整理したうえで、権利を主張するために必要な事実とともに、その権利主張に対抗するために必要な事実を抽出する。
14	事例で学ぶ民事法(2)	具体的裁判例に基づいて、第1審から上告審まで、当事者の主張する事実関係および法律構成を整理し、その民事実体法上の争点を抽出するとともに、裁判所の判断について検討する。
15	事例で学ぶ民事法(3)	具体的裁判例に基づいて、第1審から上告審まで、当事者の主張する事実関係および法律構成を整理し、その民事手続法上の争点を抽出するとともに、裁判所の判断について検討する。
授業方法・予習上の留意点(各回指示以外)、自習事項	この授業においては、法の解釈および適用の意義と民事法の役割をめぐり基礎的知識の修得という視点に立脚して、Assignment Sheet によって指示したところに従って、ソクラテス・メソッドによる受講者とのインタラクティブな質疑応答に基づく議論を展開することにより、その目的の達成を図る。したがって、この授業を受講するにあたっては、指示された資料につき、各自において事前に熟読し、検討しておくことが求められる。	
評価方法と評価基準	この授業科目の成績は、授業における質疑応答等に対する評価を20%、小テスト・レポート等に基づく評価を40%、定期試験に基づく評価を40%として、これらを総合評価する。なお、定期試験については、規定の出席回数に満たない者について受験資格を認めない。	
テキスト	特に教科書は指定しないが、共通の基本書として次のものを掲げておく。 宇佐見大司／臼井豊『リーガル・リテラシー民事法入門』（法律文化社、2004年）	
参考書	なお、基本書のほかに、次に掲げる参考書を参照することを推奨する。	

星野英一『法学入門』(有斐閣, 2010年)

山野目章夫編著『初学者のための民法学習ガイド』(日本評論社, 2010年)

中野次雄『判例とその読み方〔3訂版〕』(有斐閣, 2009年)

井口茂/吉田利宏『判例を学ぶ〔新版〕』(法学書院, 2010年)